

第2回 真壁地区学校統合準備委員会
通学安全分科会次第

日時：令和5年5月10日（水）

午後7時より

場所：真壁伝承館 第1会議室

1 開 会

2 分科会長あいさつ

3 協議事項

（1）通学安全分科会の協議事項について

（2）通学支援について

（3）その他

4 閉 会

(1) 通学安全分科会の協議事項について

	真壁地区学校統合準備委員会	桃山中学校区統合準備委員会
通学支援について (令和5年度)	<p>①通学支援の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学支援の条件をどうするか？ <p>⇒条件が変更となる場合、現在の桃山学園の通学支援にも影響が生じる。 (自宅、集合場所、バス停など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生の通学支援について <p>②通学支援の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜川市バス（ヤマザクラ号）やスクールバスなどの利用 <p>⇒樺穂小学校付近：桜川市バスなど ⇒谷貝小学校付近：スクールバスなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス等の乗降練習（令和7年3月） <p>③保護者負担</p>	<p>①通学支援の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の現地調査を基に、正門から自宅までの直線距離が以下の場合 <p>低学年：2.5km以上 (道のり3km以上)</p> <p>高学年：3.5km以上 (道のり4km以上)</p> <p>②通学支援の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携バス（ヤマザクラ号） ・デマンドタクシー ・バス等の乗降練習（平成30年3月） <p>③保護者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜川市が負担（保護者負担なし）
通学路の安全について (令和5年度後半～6年度)	<p>①通学路の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学支援の条件を決定してから、通学路の設定を行う。 <p>⇒桜川中学校区と、通学支援条件の変更により通学路が変更となる桃山学園を中心に通学路を検討。</p> <p>⇒令和7年度完成予定の桃山学園のアクセス道路を考慮。</p> <p>②通学路の現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月ごろに、通学路の現地調査を行い、危険箇所の確認等を行う。 <p>⇒通学路安全プログラム※との整合性を図る。</p> <p>※道路管理者や警察等と連携して通学路の点検や安全対策を実施している。</p>	<p>①通学路の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分科会で桃山学園までの通学路（案）を作成し、地域の実情を考慮した形で各地区の子ども回へ修正を依頼。 ・分科会の中で、協議を進め、必要に応じて、再度、子ども会や保護者、区長の方と話し合いを行い、通学路を決定。 <p>②通学路の現地確認</p> <p>12月（日が短い時期）に、通学距離が長い南椎尾や須津賀、山尾、亀熊地区の現地調査を実施し、危険箇所の確認や時間、防犯上の課題を整理。</p> <p>⇒通学路安全プログラムとの連携</p>

(2) 通学支援について

①文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年)

【通学距離に関して】

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。

その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

【通学時間に関して】

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

②現在の通学支援範囲

学校の正門から自宅までの直線距離が、以下の場合通学支援の対象としている。

- ・低学年(1~3学年): 2.5 km以上。
- ・高学年(4~6学年): 3.5 km以上。

③現在の通学支援を適用した場合の通学支援者数の推移

※GISから通学支援者数の推移を出しているため、多少の誤差があります。

※転入転出等により、通学支援者数の対象が変更となる場合があります。

谷貝小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R7年度	8	8	12	7	9	12	56
R8年度	12	8	8	8	7	9	52
R9年度	6	12	8	2	8	7	43
R10年度	11	6	12	7	2	8	46

樺穂小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R7年度	7	8	17	8	5	8	53
R8年度	10	7	8	5	8	5	43
R9年度	5	10	7	2	5	8	37
R10年度	7	5	10	4	2	5	33

桃山学園

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R7年度	7	5	9	4	4	4	33
R8年度	3	7	5	2	4	4	25
R9年度	5	3	7	2	2	4	23
R10年度	4	5	3	2	2	2	18

令和5年度

第2回 真壁地区学校統合準備委員会 通学安全分科会 議事概要

日 時：令和5年5月10日（水）

場 所：真壁伝承館 会議室1

(1) 通学安全分科会の協議事項について

○通学支援について（令和5年度～）

- ① 通学支援の条件
- ② 通学支援の方法
- ③ 通学支援費用の負担

○通学路の安全について（令和5年度後半～6年度）

- ① 通学路の設定
- ② 通学路の現地確認

(2) 通学支援について

○分科会より2案の提案

- ① 小学校低学年：直線距離 2.5km 以上
小学校高学年：直線距離 3.5km 以上
中学生：直線距離 6.0km 以上
(現状の桃山学園と同様の通学支援)

- ② 小学校全学年：直線距離 2.5km 以上
中学生：直線距離 6.0km 以上

⇒②の案について、通学支援者数やバスの台数、費用などを総合的に踏まえて検討していく。

○協議内容

① 通学支援の条件

- ・直線距離を基準とするのか。

⇒現状は直線距離を基準としているが、距離の測り方についても協議していく。

- ・中学生について、現在は基準である直線距離 6km 以上の生徒はいないということだが、通学支援はしないということか。

⇒現在、桜川市において中学生の通学支援は行っていない。

真壁地区だけでなく、岩瀬・大和への影響も考慮しながら検討を行う。

② 通学支援の方法

- ・バスだけではなく、自転車という選択肢を追加してはどうか。

⇒検討を行う。

- ・市バスを利用する場合、児童が乗り切れるのか。

⇒公共交通なので一般の方も利用している。

増便やダイヤ改正についても市の担当課と協議する。

- ・谷貝小学区でスクールバスを利用する場合、1台で乗り切れるか。

⇒学年ごとの下校時間なども考慮し検討を行う。

③ 通学支援費用の負担について

- ・支援対象外の児童生徒についても、有料でバスを利用できるようにしてはどうか。

⇒検討を行う。バスに乗る人数が増えることになり、バスの便数との調整も必要になる。

④ その他

- ・バス停を設置する際には、車の渋滞や子供たちの安全について考慮する必要がある。

- ・保護者にバス停付近での立哨の依頼をしてはどうか。

- ・通学路の街灯の整備はしてもらえるのか。

⇒担当課に確認する。

現在の桃山学園の通学支援範囲図

低学年（1～3学年）：学校の正門から自宅までの直線距離が2.5 km以上。
高学年（4～6学年）： // 3.5 km以上。

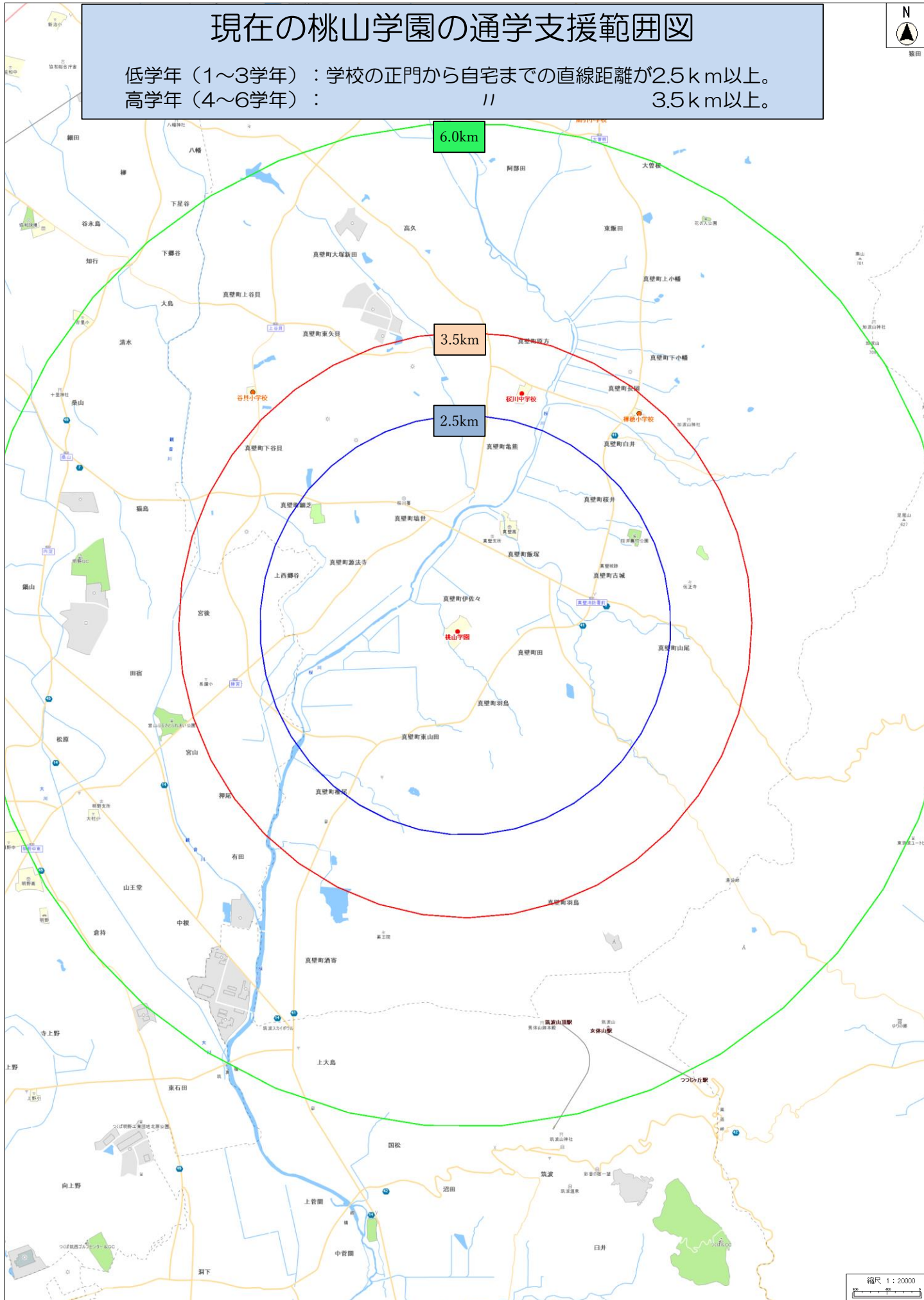


縮尺

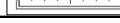
6.0km

3.5km

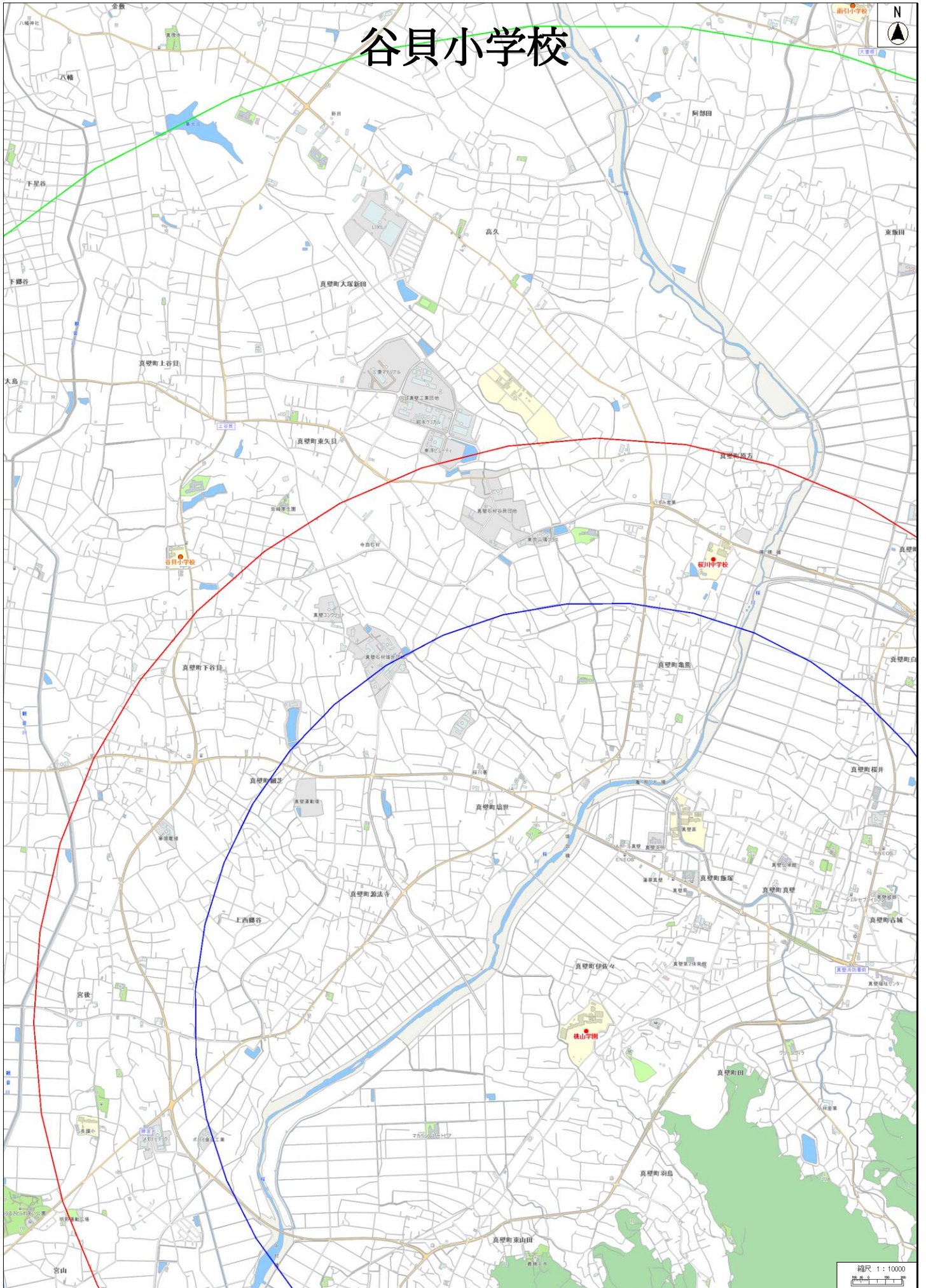
2.5km



縮尺 1 : 20000

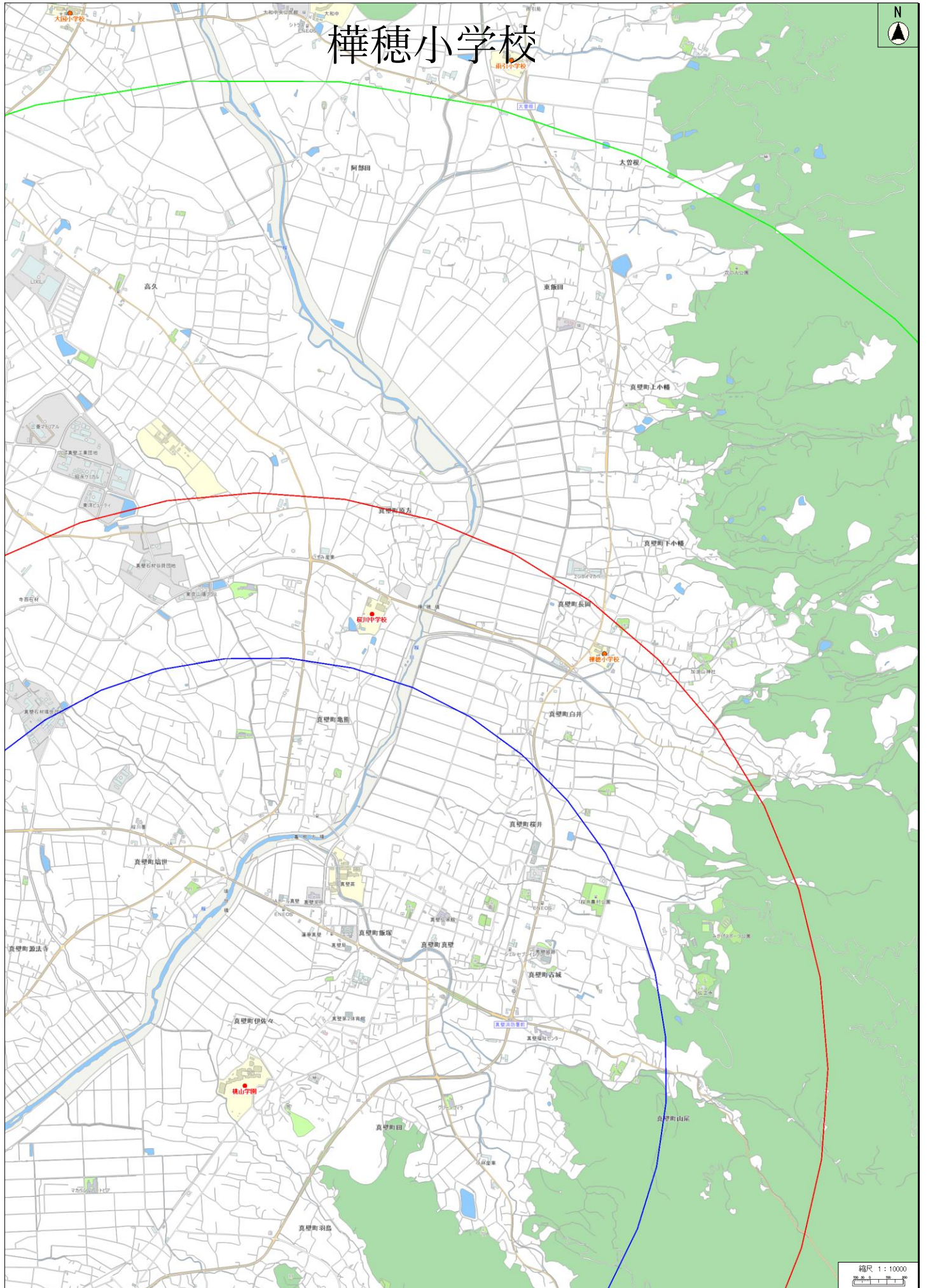


谷貝小学校



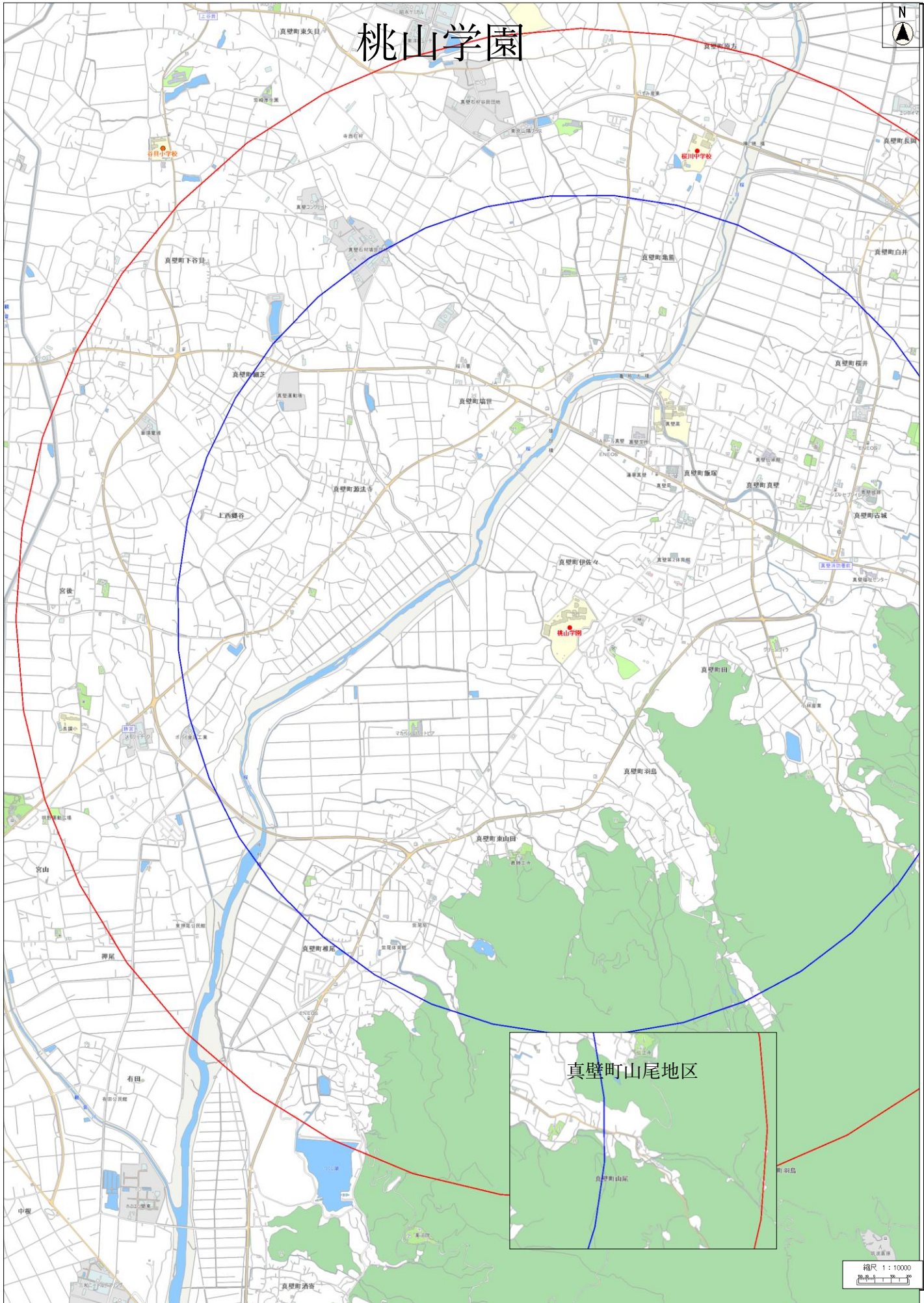
縮尺 1 : 10000

樺穂小学校



縮尺 1 : 10000
0 50 100 200

桃山学園



真壁町山尾地区

縮尺 1 : 10000